

環境影響評価対象事業（最終処分場）の規模の見直しについて

1 見直し後の環境影響評価対象事業（最終処分場）の規模

廃棄物最終処分場については、環境影響に対する県民の関心が高く、事業の特性からも環境の保全と創造について、より適正な配慮が行われることが求められる。

現在は、全県域（神戸市を除く）で最終処分場のうち面積 15ha 以上のものを環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）の対象事業にしている。これについて、条例の対象事業（最終処分場）に関し、環境アセス制度の強化を目的に特別地域*内の対象事業を新たに設定することとし、以下のとおり見直す。

↓ 新たに設定

区分	特別地域以外で行う事業	特別地域内で行う事業 （特別地域対象事業）
廃棄物処理施設の建設（最終処分場）	敷地面積 15ha 以上のものの新設及び増設	敷地面積 10ha 以上のものの新設及び増設

※条例で、鳥獣保護区、保安林、国立・国定公園、市街化調整区域、風致地区、県立自然公園、緑豊かな環境形成地域など環境の保全と創造について特に配慮すべき地域を「特別地域」と定めている。

2 施行時期等

条例施行規則の改正 : 令和3年2月19日

改正規則の施行 : 令和3年4月1日

3 経過措置

- (1) **【経過措置①】** : 施行日時点で事業計画が策定されているものとして、県の確認を受けている事業は、概要書手続から実施
- (2) **【経過措置②】** : (1)の確認を受けており、かつ、施行日時点で環境影響評価指針に基づく調査又はそれと同等の調査に着手しているものとして県の確認を受けている事業は、準備書手続から実施
- (3) **【経過措置③】** : 施行日時点で、廃棄物処理法の処理施設の設置の許可申請を行っている事業は、アセス手続不要

